

公益財団法人 交通遺児育英会 令和4年度事業計画

令和4年度は第5次長期事業計画の2年目に当たる。新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」と略す）の影響は続くが、同計画に掲げる諸課題への取り組みを継続する。

奨学金の貸与（一部給付）および修学支援事業については、引き続き着実に推進するとともに、支援の拡大の可能性についても検討する。

返還金の回収については、新型コロナの感染状況を注視しつつ、現地訪問、民事調停等を安全かつ効果的・効率的に実施する。奨学金管理システムを活用して返還率のより一層の向上と債権管理の強化を図る。

新型コロナのため、令和4年度も「海外語学研修」を中止する。「つどい」等の各種イベントや心塾の講座等については、新型コロナの感染状況を見て実施の可否を判断し、実施する場合は十分な安全確保を前提とする。

心塾東京寮については、令和4年度より建替え工事に入り、令和6年春の新規オープンを目指す。

財政基盤をより安定化させるため、さらに募金活動を充実させる。その前提となる知名度向上については、新たに設置する「広報課」（令和4年4月1日発足）を軸に、より一層の強化・拡大を図る。

以下、令和4年度の事業計画について事業ごとに詳述する。なお、第5次長期事業計画の課題については、本文中、項目番号の前に*印を付してある。

I. 奨学生の採用と奨学金の貸与および一部給付

1. 奨学生の採用人数および貸与・給付金額

令和4年度の奨学生の新規採用（予約者の本採用と在学採用）、継続採用（2年生以上への進級者等）および翌年度の予約採用計画は次表のとおりである。計画人数は、過去3年間の採用推移の変遷、および令和4年1月下旬時点の予約出願状況、在籍奨学生数にそれぞれ2～3月の推移予測等を勘案して算出したものである。

交通事故死傷者数の減少による交通事故被害家庭の減少や少子化の進展、また、令和2年度に国による高等教育の修学支援新制度が発足したことから、近年の採用人数は漸減傾向にある。令和4年度採用数については、新規採用者は22名の減少を見込んでいるが、継続採用者が昨年より24名の増加見込みのため、近年では初めて、総体での採用者が2名の増加となる見込みである。

奨学金については、令和2年度より、国の制度に合わせ、高等教育を対象に当会では初めて奨学金本体の一部給付を実施した。具体的には、大学、短期大学、大学院、専修学校専門課程、高等専門学校4・5年生に対し、奨学金月額のうち一律2万円の給付を開始したもので、制度は順調に推移している。

以上の状況から、令和4年度の奨学金は、貸与奨学金が454百万円、給付奨学金が164百万円の合計618百万円（前年比12百万円増）を見込んでいる。

(人)

区 分		R2 年度		R3 年度		R4 年度
		計 画	実 績	計 画	実績予想	計 画
高 校	予約採用	70	41	63	44	52
	本採用＋在学採用	120	109	96	83	86
	継続採用	181	176	177	171	149
	当年度採用合計	301	285	273	254	235
大 学	予約採用	120	136	147	124	131
	本採用＋在学採用	138	143	149	159	139
	継続採用	444	445	409	408	428
	当年度採用合計	582	588	558	567	567
大学院	予約採用	5	7	8	5	7
	本採用＋在学採用	7	10	11	16	9
	継続採用	9	9	8	8	17
	当年度採用合計	16	19	19	24	26
専 修	予約採用(各種含む)	40	40	47	52	47
	本採用＋在学採用	51	56	54	58	62
	継続採用	60	62	62	61	76
	当年度採用合計	111	118	116	119	138
各 種	本採用＋在学採用	2	1	1	3	1
	継続採用	3	3	3	1	3
	当年度採用合計	5	4	4	4	4
	本採用＋在学採用	318	319	311	319	297
	継続採用	697	695	659	649	673
当年度採用総合計		1,015	1,014	970	968	970
貸与金額合計(百万円)		482	480	461	446	454
給付金額合計(百万円)		156	162	153	160	164
奨学金額合計(百万円)		638	642	614	606	618

(注)「高校」は「高専1～3年」を、「大学」は「短大」「高専4・5年」を含む。
以下、「高専」の記載がない場合は同じ。

2. 入学一時金、進学準備金の貸与人数

高校奨学3年生で大学、専修学校専門課程、およびこれに準ずる各種学校の奨学生予約申込者のうち、進学校が決定した希望者に対し進学準備金を貸与する。

また、高校、大学、専修、各種の第1学年に入学した奨学生のうち希望者に対し、入学一時金を貸与する。ただし、進学準備金の貸与を受けた者は除く。

入学一時金および進学準備金の貸与計画人数は次のとおり。

(人)

区 分	R2 年度		R3 年度		R4 年度
	計画	実績	計画	実績予想	計画
高校入学一時金	57	63	46	38	41
進学準備金	28	31	39	38	31
大学入学一時金	44	36	45	43	39
専修専門課程・各種入学一時金	18	25	19	18	22
専修高等課程入学一時金	1	1	1	1	1
合 計	148	156	150	138	134

(参考) 奨学金月額、および、入学一時金・進学準備金の額

- ① 奨学金月額（各四半期の中の月である5月、8月、11月、2月に3ヶ月分ずつ送金。貸与額は無利子）

学 校	奨 学 金 月 額
高 校	2万円、3万円、4万円から選択（貸与）
高等専門学校（1～3年）	2万円、3万円、4万円から選択（貸与）
大 学	4万円、5万円、6万円から選択（うち2万円は給付）
高等専門学校（4～5年）	4万円、5万円、6万円から選択（うち2万円は給付）
大 学 院	5万円、8万円、10万円から選択（うち2万円は給付）
専修専門課程・各種	4万円、5万円、6万円から選択（うち2万円は給付）
専修高等課程	2万円、3万円、4万円から選択（貸与）

- ② 入学一時金（1年生入学後、希望者に貸与。無利子）

学 校	入 学 一 時 金 の 額
高 校	20万円、40万円、60万円から選択（貸与）
大 学	40万円、60万円、80万円から選択（貸与）
専修専門課程・各種	40万円、60万円、80万円から選択（貸与）
専修高等課程	20万円、40万円、60万円から選択（貸与）

- ③ 進学準備金（当会高校奨学生3年生で、大学・専修専門・各種合格者のうち希望者に貸与。貸与時期：10月～3月。無利子）

対 象 者	進 学 準 備 金 の 額
高奨生で大学・専修専門・各種予約申込者	40万円、60万円、80万円から選択（貸与）

3. 修学支援金の給付

(1) 家賃補助

平成27年度下期より、修学支援金第一弾として家賃補助の給付を開始した。月額15,000円を半期分一括で給付するもので、令和4年度の計画人数は次表のとおり。

＜家賃補助対象者数の推移＞ (人)

区 分	R2 年度実績		R3 年度実績		R4 年度計画	
	上期	下期	上期	下期(見込)	上期	下期
大 学	132	136	127	124	121	121
大学院	5	5	8	7	8	8
専修・各種	13	12	8	9	13	13
合 計	150	153	143	140	142	142

- (2) 上級学校進学受験費用補助（7ページ「Ⅲ. 奨学生に対する指導」で記載）

- (3) 各種資格取得費用補助（ 〃 ）

* 4. 支援事業の拡大検討

第5次長期事業計画に基づき、各種支援事業の拡大を検討する。具体的な検討項目は下記のとおり。

- ① 高校奨学生への奨学金の一部給付創設

- ② 大学・専修・大学院奨学生に対する一部給付の増額
- ③ 家賃補助の条件緩和、金額引き上げ
- ④ 通学定期代支援の創設
- ⑤ 入学祝金の創設
- ⑥ 高校予約者への進学準備金の導入

5. 奨学制度のPRと周知推進

遺児家庭への情報伝達を促進するため、約3万の全国の各学校、関係団体への広報を例年どおり実施する。また、当会ホームページを通じ、より具体的に詳細な情報を奨学金希望者が受け取れるようにする。

II. 奨学金の返還

1. 予想返還総額および返還率

令和3年度は、新型コロナ感染拡大のため、電話督促、現地訪問、調停申立てなどの返還督促業務を控えた影響から、返還額は前年を若干下回る見込みである。

令和4年度においても新型コロナ禍の影響が続くと予想され、4年度の返還額は3年度見込みよりも少なめの965百万円を見込む。返還率（当該年度に返還期を迎える割賦返還額に対する当該年度回収見込額）は88.5%と予想。

（参考）請求額・返還額および返還率の最近5年の推移 （百万円）

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度(予想)	R4年度(計画)
請求額	1,153	1,144	1,163	1,141	1,090
返還額	1,033	1,008	1,017	1,013	965
返還率	89.6%	88.1%	87.4%	88.8%	88.5%

2. 返還金回収業務等の推進

以下の返還業務を着実に推進することにより、円滑な回収を図る。

(1) 一般返還者への返還業務

- ① 返還金の定期的な回収方法として、口座自動引落としおよびコンビニ収納が可能な払込取扱票の自動送付を継続するとともに、新たな回収手法を模索、検討する。
- ② 転居等による郵便物の返戻について住所調査を実施するとともに、広報紙等を通じて住所変更の届け出を促す。
- ③ 新たな返還方法の運用
 - ・奨学金管理システムを活用し、従来の返還方法（月賦払い、半年賦払い、年賦払い）のほか、返還者の都合に応じた2ヶ月毎払い、ステップ返還、半年賦払いの返還月の変更などに対応する。
- ④ 返還者へ計画的な返還を促すための通知「返還のお知らせ」（返還条件および120回分返還予定表を記載）を返還計画変更の都度、および5年毎に自動送付する。

(2) 滞納者への返還督促

新型コロナの状況を見極めつつ、以下の対応を実施する。

① 滞納者(滞納3年以内)及び長期滞納者(滞納3年超)への督促

- ・奨学金管理システムにより毎年3月末と9月末時点で6ヶ月以上のすべての滞納者に対し、それぞれ4月と10月に滞納通知または督促状を自動発送する。なお、督促状の内容は、滞納通知より厳しい文言で、今後の返還を回答するよう求めたものとする。

*② 電話または郵便による返還督促の実施

- ・早期対応により滞納低減を図るため、滞納6ヶ月超5年以内の滞納者への電話または郵便による返還督促を継続実施する。

*③ 長期滞納者宅への現地訪問

- ・滞納3年超の長期滞納者宅を個別訪問し、滞納者の生活状況を把握するとともに面談し、返還の猶予相談や督促を行う。

*④ 民事調停の申立て

- ・現地訪問において担当者が返還可能と判断した滞納者に対して民事調停の申立てを行い、返還の解決を図る。

⑤ 弁護士による債権回収

- ・弁護士事務所との委任契約により滞納者に対する債権回収を推進する。

(3) 奨学金管理システムの効果的運用

① 奨学金管理システムによる奨学金返還の効果的運用と債権管理を図る。

② 「債務整理進行管理」機能の効率的な運用により破産や個人再生等の進捗管理と債権保全を図る。

(4) 返還計画変更、返還猶予、返還免除制度の適切な運用

*① 返還者の希望に応じた返還方法、払込手段および返還計画設計について柔軟に対応する。

*② 返還(期間)猶予制度、返還免除制度の周知や理解を得るための取り組みを行い、滞納防止を図るとともに制度の適切な運用を行う。

(5) 債権管理

破産等の免責者、傷病による生活困窮者、被災者、行方不明者等の回収不能や滞納10年超などの長期滞納債権については、不良債権として返還免除等の適切な運用・措置を行う。

III. 奨学生に対する指導

1. 学業成績および生活状況に関する指導

奨学生の修学状況および生活状況を把握するため、年度末に奨学生の在学学校から「学業成績表」を取り寄せ、奨学生本人には「生活状況報告書」の提出を求める。

「学業成績表」の記載内容から見て、努力を要すると思われる奨学生およびその保護者には注意喚起を行い、学習意欲に欠ける又は成績不良で卒業見込みが困難と思われる奨学生に対しては、奨学金の停止、辞退勧告などの措置を講じる。なお、奨学金の停止以後、学習意欲や成績に顕著な向上が見られる場合には復活措置をとる。

「生活状況報告書」については、修学状況や生活状況などの分析を行い、その結果を指導に活用する。

併せてヤングケアラーなどの生活困窮者の存在把握に努め、当会としての支援策を検討する。

2. 高校奨学生と保護者のつどい

全国の高校奨学生と保護者を対象とした「高校奨学生と保護者のつどい」を例年8月に実施してきたが、新型コロナの影響で一昨年度、昨年度は中止した。令和4年度は、新型コロナの収束状況を見極め、安全対策を講じたうえで開催（予定）する。

なお、これまでの実施経過は次表のとおり。

「高校奨学生と保護者のつどい」実施経過

年度	開催日	高奨生 総数	参加者数内訳（人）				高奨生 参加率	開催地
			奨学生	保護者	同伴者	合計		
H28年度	8/20-8/21	337	63	69	15	147	18.7%	東京
H29年度	8/19-8/20	292	67	76	10	153	22.9%	東京
H30年度	8/18-8/19	275	64	66	11	141	23.3%	東京
R1年度	8/17-8/18	248	78	80	30	188	31.5%	東京
R2年度	中止	中止						—
R3年度	中止	中止						—

3. 保護者との「語りカフェ」（仮称）

「つどい」を補い、強化することをねらいに、全国を地区ごとに分け、奨学生の保護者と当会関係者が集まる少人数の談話サロンのような形での交流を検討・試行する。くつろいだ雰囲気の中で自由に語り合い、悩みを相談したり、要望したり、いろいろな情報交換ができればと考えている。

4. 海外語学研修

高校奨学生を対象とした「海外語学研修」は、新型コロナの感染状況と米国の受入れ状況を考慮し、昨年度に続き中止とする。

なお、これまでの海外語学研修の実施・参加状況は次のとおり。

「海外語学研修」参加者数（人）

研修先	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
アメリカ	31	24	30	24	中止	中止	中止
オーストラリア	2	0	1	0			
合計	33	24	31	24			

5. 修学支援金の給付

(1) 上級学校進学受験費用補助

高校奨学生を対象に、大学や専門学校等の受験料（複数学校・学部の合計可）を5万円を限度に年1回3月に給付する。制度創設（平成29年度）からの実績並びに令和4年度計画は下表のとおり。

(2) 各種資格取得費用補助

全奨学生を対象に、普通自動車運転免許等の取得費用補助金として、公安委員会指定自動車教習所の受講に要した費用総額の半額（上限15万円）を給付する。平成29年度からの実績と令和4年度計画は下表のとおり。

修学支援金の人数・給付金額

（単位：人、千円）

補助金の種類		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度 見込	R4年度 計画
進学受験費用補助 (5万円限度)	給付人数	52	67	54	64	65	70
	給付額	1,982	2,645	2,062	2,517	2,535	2,800
	平均給付額	38	39	38	39	39	40
自動車運転免許 取得費用補助 (50%・15万円限度)	給付人数	113	118	130	142	140	140
	給付額	15,909	16,270	18,539	20,135	20,300	20,300
	平均給付額	141	138	143	142	145	145

IV. 学生寮「心塾」の運営等

当会では、東京で東京寮とその分室である所沢寮、武蔵境寮、関西で関西寮（共立メンテナンスの学生寮を室単位で借り上げ。計23施設）を運営しているが、東京寮は令和4年4月から建替え工事に入る。工期は2年間である。この間、東京寮の寮生は共立メンテナンスの学生寮（「ドーマー高尾」）に移り、東京寮への新規入寮希望者もまずは同寮に入り、新寮開設の令和6年4月、新寮に移ることになる。したがって、令和4年度、5年度に限り、東京寮という場合は「ドーマー高尾」を指す。

なお、ドーマー高尾利用に掛かる費用については、現東京寮とほぼ同額の見込み。

1. 塾生への指導

心塾課長は、本部に勤務する。定期的に各寮を訪問し、必要に応じて学生を指導する。

生活状況に問題がある者や成績不良者については、その都度面接指導を行うとともに、必要に応じて保護者を交えた三者面談を行う。

(1) 東京寮

学生が日常の寮生活が問題なく過ごしているか、生活状況を把握するとともに、挨拶、礼儀作法、話し方等を身につけることを助け、就職活動や社会人になったときにそれが活かせるよう、個々の学生に応じた指導を行う。

(2) 所沢寮

年数回面談を行い、生活状況の確認をする。また、東京寮の行事の機会などに東京寮生との交流の場を設ける。

(3) 武蔵境寮

定期的に職員が訪問し、生活面での指導等を実施する。また、東京寮の行事の機会などに東京寮生との交流の場を設ける。

(4) 関西寮

寮生や寮長との面談を定期的に行い、寮生の日常生活や学校生活、寮施設の状況などについて把握し、指導する。

2. 講座の実施

外部講師「読み」「書き」「話す」等に関する講座を実施する。

(1) 東京寮

読書感想文講座、文章講座は「課題型式」、スピーチ講座は「ZOOM型式」で年各4回実施する。教養講座としての観劇や音楽鑑賞会は、その時点での新型コロナの感染状況を見て実施の可否を判断する。

(2) 所沢寮・武蔵境寮

東京寮の読書感想文講座に合わせて同講座を実施する。教養講座の実施いかんは東京寮に準じる。

(3) 関西寮

読書感想文講座を実施する。教養講座としての観劇や音楽鑑賞会は、その時点での新型コロナの感染状況を見て実施の可否を判断する。

3. 卒塾生との交流促進

状況が許す限り、卒業生に、東京寮、関西寮の行事などへの参加を呼びかけ、在塾生が、寮、大学での生活や就職活動などについてアドバイスを受けられる機会を設ける。

V. 事業資金の強化・拡大

1. 寄付金収入について

令和3年度の寄付金収入の見込額は約10億円で、予算5億円をはるかに上回る。これは、一般寄付が予算達成の見込みに加え、高額な寄付が大きな起因となったものである。

令和4年度は、新型コロナ感染拡大の状況に配慮しつつ、全国9地区（北海道、東北、関東、北信越、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄）の広報重点エリアと連動し、自動車関係団体や個人の寄付者開拓に向けて多角的な募金活動を展開する。予算は、5億円とする。

(参考) 寄付金収入推移

(百万円)

年 度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度見込	R4 年度予算
金 額	524(186)	452(113)	742(275)	806(293)	1,023(19)	500

() 内は遺贈で内数

2. 寄付金収入の安定化と拡大対策

* (1) 接触活動の推進による当会知名度・認知度向上と支援拡大

- ① 地方自治体、自動車・交通関連企業などが実施する安全運転企画等に積極的に参加・協賛し、当会の事業活動を紹介するとともに交通遺児への支援を呼びかける。
- ② 自動車関連、交通安全に携わる企業・団体との協働で製品・商品の販売金額の一部を寄付する仕組みを拡大していく。
- ③ 過年度に寄付をいただいたが現在は停止している法人・団体への復活の働きかけを、自動車や交通に関連するメーカー、販売会社および運輸会社等を中心に実施する。
- ④ 全国の自動車学校、交通安全協会等、自動車や交通に関連する法人や団体への訪問を継続、拡大する。
- ⑤ CSR・社会貢献に積極的な企業について、その活動への協賛等を通じて接触を拡大する。

* (2) ツール、商標等の活用拡大と新ツール考案

- ① 「あしながおじさんパンフレット」「あしながおじさんポスター」「あしながおじさん募金箱」等の活用と配布先拡大
- ② 「あしながおじさんDVD」の活用と配布先拡大
- ③ 「募金型自動販売機」の戦略的な設置拡大
- ④ 従来 of 募金箱型寄付から電子マネー、ポイントを寄付する仕組みやツールの開拓、開発をめざす
- ⑤ 新ツール考案と商標の活用
 - ・ ツール制作にあたっては、当会が保有する商標をフルに活用する。
 - ・ 既存のツールについても、商標を活用したデザインを積極的に取り入れて差別化を図る。

* (3) 遺贈受入れ

遺贈に関与している弁護士、司法書士や金融機関等に、不動産を含む遺贈受け入れなど当会のきめ細かな対応を、パンフレットやホームページ等に加え、新聞・雑誌等の外部媒体も積極的に活用してPRし、当会を受遺者とする遺言書の作成を働きかけていく。また、全国の金融機関へ配布可能な遺贈に関する紹介ツールを開発する。

VI. 広報活動

第5次長期事業計画の初年度に当たる令和3年度は、新型コロナにより、広報活動にも大きな影響を受けた。令和4年度は、これまでの知名度向上活動を継続・強化した広報戦略を構築し、交通遺児家庭への周知の徹底と支援者層拡大につなげる。

第3次長期事業計画段階から強化してきた知名度向上活動に伴い広報に関する事務負担が増大していることから、当会の広報に関する事務を一元的に管理する組織として、新たに「広報課」を設置して対応する（令和4年4月1日発足）。

また、近年、ネット上に意図的に受信者をだますことを目的としてフェイク情報を流す者がいることを常態と認識し、ネット情報の監視の強化と、不当不正な情報に対する適正な対応を継続する。

1. 事務局からの発信による広報

(1) ホームページ

- ① 当会の活動や、最新情報を速やかに広報するために適宜更新するとともに、より見やすく親しみやすい内容やレイアウトに改善するなど、絶え間なく工夫を重ねる。
- ② ホームページおよび当会「50年史」の配布継続を通じて、当会の正しい歴史と沿革を広く紹介していく。
- ③ ホームページへのアクセス数増加への取り組みを継続する。
- ④ CSR・社会貢献に積極的な企業・団体に当会のホームページへのリンクを貼ってもらうべく働きかけを継続して推進する。

(2) 広報紙「君とつばさ」

- ① 当会の事業活動を広く紹介するため、広報紙「君とつばさ」をより読みやすく、より親しみやすくなるよう不断に刷新し紙面の充実を図る。
- ② 広報紙の機能は、当会と奨学生、保護者、支援者をつなぐことにあり、その観点から配布先の棚卸および適正化を継続する。

2. 外部媒体の活用と交通安全運動への協賛等による広報

1の「事務局からの発信による広報」に対しては、当会への接触を必要とする方、あるいは関係のある方、なにがしか関心を持つ方からのアクセスが主流となると想定される。

しかしながら、このように当会との関係性の強いあるいは強くあるべき方々への広報とは別に広報のもう一つの重要な対象は、当会とは関係を持たない一般の方々への広報である。すなわち当会を認知していない方々の認知度を上げる広報である。

そのような広報により、奨学金制度の存在を知らなかったばかりに進学の機会を逸する交通遺児をなくすことができ、「あしながおじさん」をはじめとする支援者拡大の可能性を広げることができる。

以下がそのような広報の重点活動6項目である。

(1) 当会認知度拡大と一般支援者拡大策

- ① 当会認知度拡大により奨学生募集と奨学金制度をPR
 - ・当会の奨学金制度のPRと周知徹底のため、新聞等の媒体への広告掲載を継続し、全国の各学校、教育委員会等への広報を積極的に推進する。
- ② 一般支援者拡大
 - ・読者ターゲットに合わせて、新聞（一般紙、業界紙）、雑誌（月刊誌、週刊誌）、テレビ、ラジオ、SNS等、適宜メディアを選別しつつ、当会の事業活動上の重要な決定事項や「高校奨学生と保護者のつどい」「海外語学研修」等、主な行事については、積極的にニュースリリースにより露出拡大を図る。ACジャパンへの広告申請を継続する。

(2) 遺贈・相続受け入れ等の積極的PR

遺贈や遺産の寄付先を検討されている方や弁護士、司法書士、金融機関等に、不動産を含む遺贈受け入れなど当会のきめ細かな対応を雑誌・新聞等の媒体を積極的に活用してPRし、当会を受遺者とする遺言書の作成を働きかけていく。

(3) 交通安全活動への協賛等を通じた広報活動

- ① 全国交通安全運動への協賛等

- ・春、秋の全国交通安全運動に協賛団体として参画するとともに、地域・自治体・団体レベルの各種交通安全運動との連携を推進する。

② 無料出張講演の実施

- ・講演会の規模等により、通常講演会とミニ講演会に分け、小回りのきく出張講演を数多く実施することにより、交通安全意識の啓発を行うとともに交通遺児、当会の活動内容、歴史への理解を促進する。

③ 「飲酒運転撲滅・根絶」イベント等への積極的参加・協力

- ・全国各地の自治体が開催する「飲酒運転撲滅・根絶」イベント等へ積極的に参加・協力し、交通安全に対する強いメッセージを発信しつつ、当会の事業活動を広報するとともに交通遺児への支援を呼びかける。

* (4) 交通遺児家庭についての理解を深める活動の推進

① 小冊子(第一集・第二集)の継続配布

- ・交通遺児やその保護者のみなさんの苦労や頑張りを社会の人たちに知ってもらうために発行した小冊子をさらに多くの人に読んでもらい、人々の交通遺児家庭についての理解を促進する。

② 交通遺児家庭生活実態調査の活用

- ・令和2年度に行った交通遺児家庭生活実態調査のデータを詳細に分析し、交通遺児家庭の生活実態や生の声を、個人情報保護に留意しつつ、継続して広くメディアに情報提供し、交通遺児への社会的認知の向上を図る。

③ 警察庁への協力・連携

- ・警察庁交通局が毎年主催している「交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウム」等への参加を通じて、交通遺児への支援を呼びかけていく。
- ・警察庁交通局と連携し、警視庁および全国の警察署を通じた当会の事業紹介パンフレットの交通事故被害者への配布を継続実施し、当会の奨学金制度をより多くの人に利用してもらうべくその周知を推進する。

④ 全国の自動車・物流団体・企業への広報

- ・各種企業、団体が主催するセミナーやイベントでの講演・スピーチに積極的に参加、協力し、当会の事業活動を広報するとともに支援を呼びかける。
- ・全国を9地区(北海道、東北、関東、北信越、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄)に分け、募金課と連携して各地区の自動車や物流関連の団体、企業、特に交通事故発生件数の多い地区や飲酒運転撲滅・根絶条例が制定、施行されている自治体を積極的に訪問し、当会の知名度向上、支援の拡大を図るとともに、併せて地方新聞社への訪問により地元企業の紹介や記事広告等の掲載も推進する。

⑤ 各種企業、団体が主催するセミナーやイベントでの講演・スピーチに積極的に参加、協力し、当会の事業活動を広報するとともに支援を呼びかける。

(5) キャッチフレーズ・商標・ツールの活用

① 知名度向上・差別化のためのキャッチフレーズの作成と商標登録、新ツール制作を適宜行うとともに、広報活動に積極的に活用する。

② 新ツールは、キャッチフレーズ「ハンドルの重みは命の重み」を使用し、交通事故・飲酒運転撲滅、根絶を広く訴えるものを中心に制作する。

- * (6) インターネット、各種SNS等における当会に対する不当不正情報への対応強化
 - ・ インターネット、各種SNS等に限らず、当会の名誉や活動に対する不当不正な情報に対処するため、常時あらゆる分野において監視体制を強化し、必要があれば法的措置も視野に入れた対応を行う。

VII. 危機対応体制の構築

第5次長期事業計画に基づき、危機対応体制の整備を推進する。

1. 「危機対応規程（仮称）」の制定

- ・ 当会の事業リスク（大地震、感染症、他）を抽出し、それらへの対応体制・ルールを策定する。

2. システムの二重化等

- ・ 危機対応の具体的な対策として、システムの二重化・強化を検討・実施する。
- ・ 建替えを行う心塾東京寮にバックアップオフィス機能を整備する。

以上